

「高等学校等就学支援金支給事務」 におけるマイナンバー情報連携の 対象情報の拡大を求める提案

重点番号35：高等学校等就学支援金の支給に関する事務におけるマイナンバー制度による情報連携の対象情報の拡大（埼玉県）



埼玉県マスコット
コバトン&ぞいたまっち

令和2年7月15日（水）
埼玉県

現行制度と現状について

現行制度について

【制度概要】

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、国が授業料を支援する制度である。本県では、約8割以上の生徒が利用しており、公立高校においては授業料負担が実質0円となる。

【受給資格】

高校等に在学する生徒のうち、保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円未満の方（年収目安910万円未満の方）

⇒ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（R2.7～）

現状について

【受給資格の確認方法】

（平成30年度まで）

就学支援金の申請時や継続時など、毎年度、「課税証明書」を提出いただき、地方税情報を確認（令和元年度から）

就学支援金の初回申請時のみ、「マイナンバー」を提出いただき、毎年度、地方税情報を確認

⇒ 翌年度以降の申請書類の提出は原則として不要

※一方、生活保護世帯は「マイナンバー」を提出いただいた場合でも地方税情報を確認できないことが多いため、毎年度、「生活保護受給証明書」を提出していただき、受給資格を確認

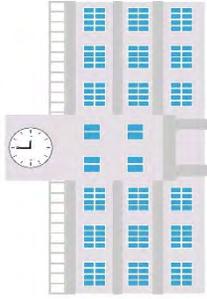
本県における受給資格の確認方法の流れについて

受給資格確認までの流れ

生徒



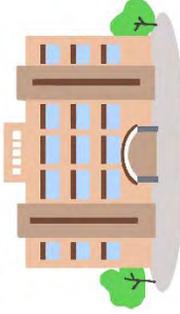
高校



埼玉県



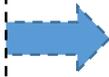
市町村



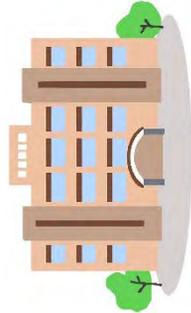
① 必要書類を提出

- ◆ 申請・届出書
- ◆ マイナンバーカード(写)
- ※ **生活保護受給証明書**(生保世帯のみ)

生活保護受給証明書
の発行依頼
※生保世帯のみ



市役所等



生活保護受給証明書
発行

② 書類郵送

※ 約12万人分

③ 書類チェック

※ 生活保護受給証明書
(約1,500枚)の基準日など

④ 税情報照会

※ マイナンバーカードが
提出された場合

【参考】

R2.4(入学時) R2.7(高1) R3.7(高2) R4.7(高3)

マイナンバー
提出者

申請書 +
マイナンバー

申請書類等 不要

マイナンバー
未提出者

申請書 + R1年度の
課税証明書を提出

届出書 + R2年度の
課税証明書を提出

届出書 + R3年度の
課税証明書を提出

届出書 + R4年度の
課税証明書を提出

※生活保護世帯はマイナンバー提出の有無にかかわらず、生活保護受給証明書を提出

本県における支障事例

支障事例

- ◆ マイナンバーを利用して市町村に税情報を照会しても、未申告であるなど市町村が税情報を把握していない場合は、税情報が登録されておらず、受給資格が確認できない。
- ◆ 特に生活保護世帯は市町村の条例で税申告の免除が規定されており、未申告の方が多い。
- ◆ そのため、生活保護世帯に対しては、税情報が取得できないことが見込まれるため、事前(または税照会后)に生活保護受給証明書の提出をお願いしており、申請者の負担となっている。
- ◆ 行政においても、約1,500枚もの生活保護受給証明書をチェック、また、提出いただいた書類に不備等があれば、再提出を依頼するなどの負担が生じている。

【参考】税情報が登録されている／未登録の場合の回答イメージ【R1実績】

問合せ結果	課税年度	市町村民税所得割額	道府県民税所得割額
正常終了	2019	× × × 円	× × × 円
① 正常終了	2019	円	円
問合せ結果	課税年度	市町村民税所得割額	道府県民税所得割額
正常終了	2018	× × × 円	× × × 円
② 正常終了	2018	× × × 円	× × × 円
問合せ結果	課税年度	市町村民税所得割額	道府県民税所得割額
情報提供エラー または 機関別符号未発行	課税年度	市町村民税所得割額	道府県民税所得割額
③			

課税情報 あり
(171,789件)

未申告等
(7,378件)

- ① 地方税情報が未登録
- ② 照会年度以外の税額
- ③ 該当者なし

支障の解決方法の提案

支障事例の解決の提案

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関係情報を取得できるようマイナンバー法を改正して、生活保護受給証明書の添付を不要とすること。

【改正案】マイナンバー法（別表第二）

情報照会者 (第1欄)	マイナンバー利用事務 (第2欄)	情報提供者 (第3欄)	特定個人情報 (第4欄)
項番113 都道府県教育委員会等	高等学校就学支援金の 支給に関する事務	市町村長	地方税関係情報
		都道府県知事等【追加】	生活保護関係情報【追加】

【根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法) 第19条

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合は除き、特定個人情報の提供をしてはならない

- 7 別表第三の第1欄に掲げる者(情報照会者)が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者(情報提供者)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供するとき

制度改正による効果

制度改正後のイメージ

生徒



高校



必要書類を提出

◆ 申請書

◆ マイナンバーカード(写)

※ 生活保護受給証明書は不要

生活保護受給証明書
の発行依頼

※不要

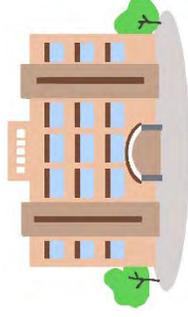
市役所等

埼玉県



※ 生活保護受給証明書の
チェックが不要に

市町村等



税情報照会
生活保護情報照会

【参考】

R2.4(入学時) R2.7(高1)

R3.7(高2)

R4.7(高3)

申請書+
マイナンバー

申請書類等 不要に

制度改正による効果

- 添付書類の省略による住民サービスの向上
- ペーパーレス化の実現 (R1年度:約1,500枚)
- 添付書類のチェックが不要となり、行政事務が効率化

国民健康保険資格の 職権喪失処理に係る 手続の見直し

令和2年7月14日
中核市市長会



埼玉県 川口市
Kawaguchi City Official Site

■現状と課題 ～国民健康保険資格の職権喪失処理～

★国民健康保険の資格の喪失(脱退)については、世帯主が届出しなければならぬ。
(国民健康保険法第9条第1項)



★他の医療保険に加入したにも関わらず、脱退の手続きが未届出の場合は、
二重加入状態となっている。

◎ 二重加入状態によって生じる支障事例 ◎

- ・国保の喪失処理が遅れることによる還付金の問題。
- ・差し押さえなどの滞納整理におけるトラブルや時効の問題。
- ・医療機関の混乱。(療養給付費等の不当利得の発生)
- ・発送物等(納税通知書や保険証など)事務コストがかかる。 など



★全件把握は困難であるが、保険者は二重加入世帯を抽出・調査し、国保資格を喪失させる取り組みを行っている。(資格適用適正業務)

■現状と課題 ～国民健康保険資格の職権喪失処理～

二重加入世帯を資格喪失させる取り組み(資格適用適正業務)

★国民健康保険の被保険者のうち**新たに厚生年金への加入が確認された者**については、**脱退勧奨通知**を送付し、脱退の手続きを促している。

★通知後、反応のなかった対象世帯については、以下の条件にいずれも当てはまる場合、**職権による資格喪失処理**が可能。



- ・ねんきんネットにより、1・3号喪失一覧表における資格喪失年月日と整合する年月をもって、国民年金第2号被保険者又は国民年金第3号被保険者となったことが確認できること。
- ・発送日より1か月以上後の指定日までに資格喪失届の提出がない場合、職権喪失処理することがあり得る旨明記した勸奨状によっても、資格喪失届の提出がないこと。

職権で資格喪失処理ができるもの…

- ・加入している他の医療保険の記号番号等がわからない
他の医療保険に加入後、国民健康保険の喪失届を提出しなかった被保険者が、国民健康保険証を提示して医療機関を受診した場合に問題が生じる
- ・被扶養者がいる場合、それらの状況が確認できないことから一度に喪失処理ができない



解決策：勤務先へ照会し、保険加入状況や被扶養者について情報を得る

■現状と課題

～国民健康保険資格の職権喪失処理～

埼玉県川口市の取り組みと支障事例

二重加入対象世帯の抽出

- 社会保険オンラインシステムにより
国保被保険者情報と年金1号被保険者喪失情報を突合

対象者を抽出

資格喪失届を提出するよう勧奨通知を送付

届出あり

届出により
喪失 ①

[約5割]※

指定日まで届出なし
(1か月程度)

勤務先を調べ、電話・文書により照会

- 加入先の医療保険の状況
- 被扶養者の状況

勤務先から
回答あり

(勤務先回答をもとに)
職権により
喪失処理 ②

[約4割]※

勤務先不明
勤務先から
回答なし

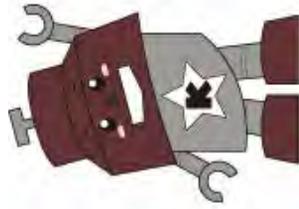
(年金記録をもとに)
職権により
喪失処理 ③

[約1割]※

- 勤務先の調査など、業務が煩雑である
- 職権処理までに3か月以上の時間を要する
- 過去の履歴を調査する場合などにおいては、勤務先が既に記録を抹消しているため確認ができないケースがある

3か月以上

- 加入している他の医療保険の記号番号等がわからない
(給付業務に支障)
- 被扶養者がいる場合、それらの状況が確認できないことから一度に喪失処理ができない



■現状と課題 ～国民健康保険資格の職権喪失処理～

埼玉県川口市の取り組み実績

(各年度末現在の数値)

年 度	勸奨通知 送付件数	本人からの届出 により喪失 〔年度内に処理 できた件数〕 ①	職権により 喪失処理 〔年度内に処理 できた件数〕 ②③	調査中 他
令和元年度	1,215件	251件	250件	714件
平成30年度	1,025件	265件	365件	395件
平成29年度	2,239件	324件	1,036件	879件
平成28年度	2,354件	673件	868件	813件

翌年度に
 ①本人の届出により
喪失
 ②本人の届出がなく、
勤務先に照会し
職権処理
 ③本人の届出がなく、
勤務先からの回答
もなく年金記録に
基づき職権処理
したものが
含まれる

・2月～3月に勸奨通知を送付し、本人からの届出がないものや勤務先へ照会する前のものも含まれている。

・勤務先から「該当なし」との回答や回答がない場合も含まれている。

調査に時間がかかるため、年度内に処理できない件数が多い

■現状と課題

～現行のマイナンバー制度による情報連携～

★現行のマイナンバー制度による情報連携において、国民健康保険の資格喪失の届出については、情報連携対象とする事務となっており、他の医療保険の資格取得状況を照会可能な情報としている。

しかし

★しかし、資格喪失の届出が提出された場合に限りマイナンバー制度の情報連携することが可能とされている。

届出が無いものについては、資格の職権喪失処理において情報連携することは、現状想定されていない

■ 提案の概要

～情報提供ネットワークの運用拡大～

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく 情報提供ネットワークシステムを利用した国民健康保険資格管理の適用適正業務の運用拡大

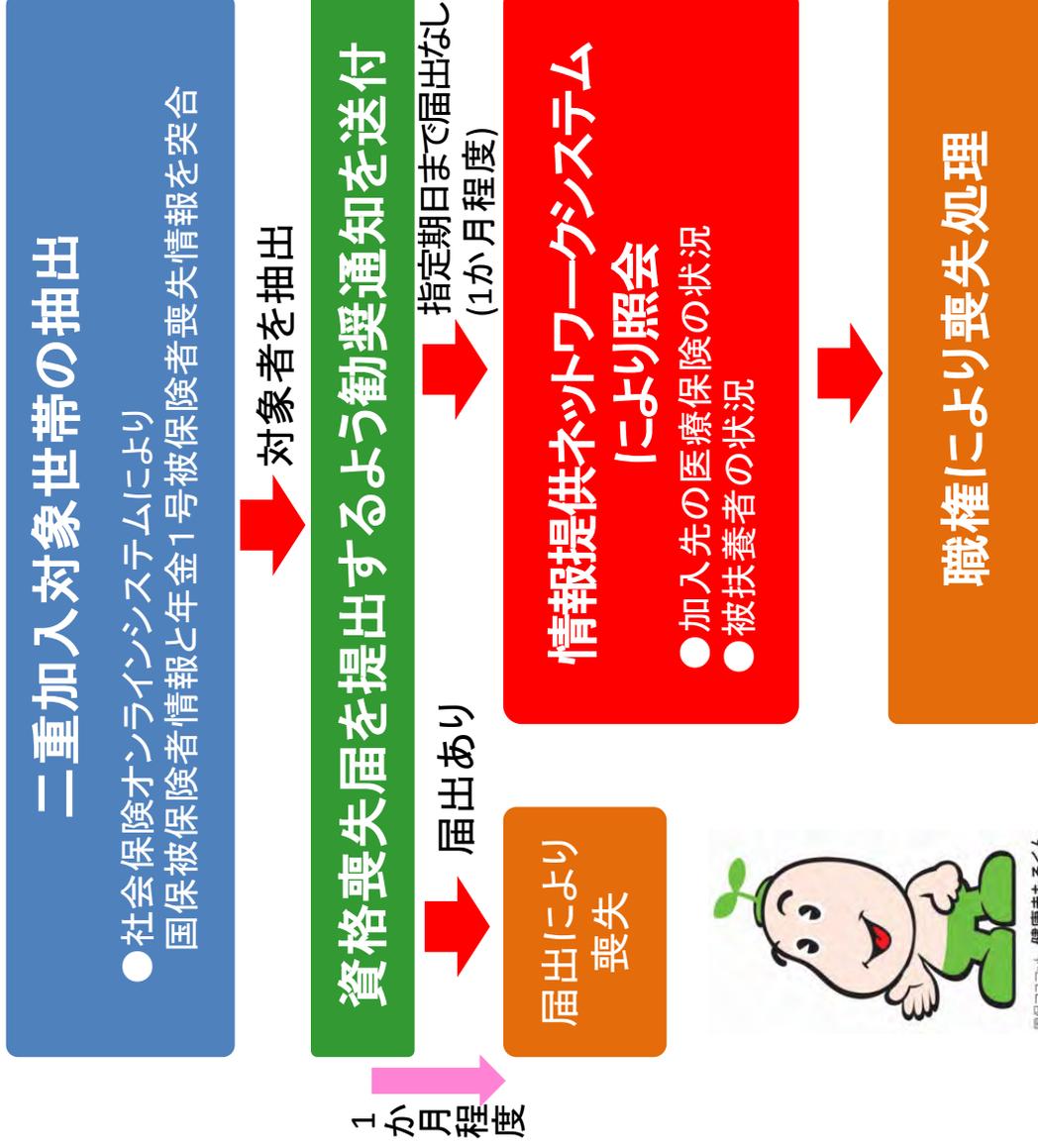


適切な資格管理や効率的な事業運営のため、国民健康保険の資格喪失の届出が提出された場合に限られているマイナンバー制度の情報連携について、他の医療保険の資格取得により国民健康保険の資格喪失が疑われる場合には、**届出が提出されていなくともマイナンバー制度による情報連携により、医療保険資格関係情報を照会可能とする**ことを求める

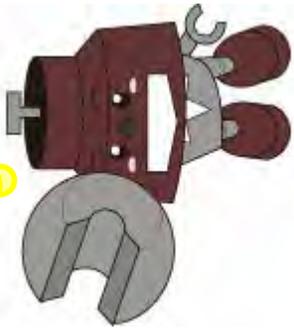
■ 提案の概要

～情報提供ネットワークの運用拡大～

提案を埼玉県川口市の取り組みに当てはめてみると・・・



勤務先に照会しなくとも、加入先の医療保険の状況や被扶養者の状況を確認することができると、正確な運用と効率化につながる



■提案の実現による効果

情報提供ネットワークの運用が拡大することで

★適用適正業務の正確な運用が可能となる

- ⇒ 勤務先に照会しなくても、加入先の医療保険の状況や被扶養者の状況を確認することができる
- ⇒ 加入している他の医療保険の記号番号等がわからなかった支障や、被扶養者の喪失処理が一度に出来ないといった支障が解消できる

★事務の適正化及び効率化につながる

- ⇒ 職権処理までの時間が短縮できる
 - ◆ 処理期間：3か月以上 → 1か月半
- ⇒ 業務が煩雑であった勤務先の調査などが減少できる
 - ◆ 勤務先への照会が不要となる
- ⇒ 事務コスト(郵送代など)を削減できる

さらに

- ★情報提供ネットワークシステムを利用したRPA(Robotic Process Automation)による適用適正業務にも使用することができれば、作業時間の縮減など、さらなる業務の効率化を見込むことができる